

西華産業コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条（本ガイドラインの目的）

このガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を定め、もって企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

第2条（本ガイドラインの位置付け）

本ガイドラインは、法令および定款に次ぐ指針であり、社内の基本方針、ポリシー、行動規範、規定、ミッション、マニュアルに優先して適用されるものとする。

第3条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、第5条に掲げる社是・社訓に基づき、地球環境と調和したサステナブルなエネルギー創出・産業活動を支援する企業として、全てのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレートガバナンスの強化および充実に努め、経営の監督と執行の分離や社外取締役の招聘による経営監督機能の強化に取り組むなど、経営の健全性・透明性の向上を図り、実効的なコーポレートガバナンスの構築に取り組むことを基本方針とする。

第4条（会社法上の機関設計）

当社は、前条の考え方に基づき、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に、業務執行に関する権限の一部を業務執行取締役に委任することで、環境の変化に応じた機動的な意思決定を可能とするため、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用する。

第2章 社是・社訓（企業理念）および経営戦略

第5条（社是、社訓と目標）

- 1 当社は、次の社是・社訓を掲げる。

社是

社業の発展を通じ社会に貢献する。これをわが社の信条とする。

社訓

- 一、信用はなにものにも代え難い財産である
 - 二、常に存在意義を高く評価されるようにすることが商社活動の基本である
 - 三、迅速、適確な情報活動と効果的な対応はすべてを制する
 - 四、直感的思考に偏することなく、客観的考察と必然性、合理性の追及を行い、諸事判断処置すべきものとする
 - 五、開拓精神に燃え、あらゆる困難、障害、激動に挑戦し、これを克服することを誇りとすべきである
- 2 当社は、上記に掲げる社是・社訓のもと、社員一人ひとり、パートナー企業、地域の皆さまを始めとするステークホルダーの想いに寄り添って信頼を築き、産業の成長と社会の豊かさに寄与することを使命とし、事業に取り組む。

第6条（経営計画、事業計画およびコーポレートガバナンス）

- 1 当社は、前条に定める社是、社訓および目標を着実に達成するべく、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、中期、長期の経営計画を策定する。また、中期、長期の経営計画に則り、単年度の事業計画を策定する。
- 2 経営計画、事業計画は、社長以下の業務執行部門が原案を作成の上、取締役会においてその内容を検討・議論した上で決定し、適切な範囲で公表する。
- 3 当社は、経営計画、事業計画の達成に向け、常に最適なコーポレートガバナンスのあり方を検討し、プライム市場上場企業に相応しいコーポレートガバナンスの確立を目指す。
- 4 業務執行部門は、経営計画、事業計画の全体、並びにセグメント別の進捗状況を取締役会に対し定期的に報告する。
- 5 取締役会は、経営計画、事業計画が未達に終わった場合には、その原因および当社が行った対応の内容を分析し、適切な範囲で公表するとともに、その分析結果を踏まえ、次回以降の経営計画、事業計画に反映させる。

第7条（サステナビリティ推進に関する基本方針）

- 1 当社は、社是である「社業の発展を通じ、社会に貢献する」という理念のもと、事業を通じて様々な社会課題を解決していくことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにつながり、ひいては、持続可能な社会の実現に貢献できると考えて、

事業と連動したサステナビリティを推進する。

- 2 当社のサステナビリティを推進・モニタリングするため、サステナビリティ委員会を設置し、その下部組織として「環境対応」「人を大切にする経営」「経営品質の向上」の3つの部会を置き、様々な社会的課題の解決に向けて、取り組み方針を策定し、推進する。

第8条（資本政策）

- 1 当社は、中期、長期の経営計画のもと、規律ある成長投資を進めることを目的として、資本コストや株価を意識しつつ、有形、無形資産の活用について優先順位を示し、資本配分（キャピタル・アロケーション）を検討し、財務基盤の強化および持続的成長の実現の両立を図っていく。
- 2 株主還元については、キャピタル・アロケーションを踏まえ、成長投資と財務基盤強化とのバランスも考慮しつつ、実施することを基本方針とする。

第3章 ステークホルダーとの関係

第1節 基本方針

第9条（ステークホルダーとの対話に関する基本方針）

当社は、社員一人ひとり、パートナー企業、地域の皆さま、株主等の全てのステークホルダーの期待に応える経営を行うことを基本方針とし、迅速で正確な情報の発信による経営の透明性向上に努めるとともに、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業、取り組み等に対する理解の促進を図る。

第10条（情報開示に関する基本方針）

- 1 当社は、会社法、金融商品取引法等の法令に基づく法定開示、東京証券取引所有価証券上場規程に基づく適時開示を適切に行うとともに、当社ウェブサイトや統合報告書等により、法令および有価証券上場規程に基づく開示以外の情報の提供にも積極的に取り組む。
- 2 当社は、前項に基づき当社が開示・提供する情報（財務情報、並びに非財務情報）が、ステークホルダーにとって分かりやすく、当社の事業、取り組み等への理解が深まるものとなるように留意する。
- 3 当社は、英語での情報開示・提供を積極的に推進し、日本語と英語の情報開示に格差が生じないように努める。

第2節 株主および投資家との関係

第11条（株主および投資家との対話並びにこれらに関連する各種施策）

当社は、株主および投資家との建設的な対話を促進し、経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに、経営基盤を強化し、持続的な成長に向けた取り組みを実行するため、以下のとおり、IR活動を推進する。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に役立てるため、当社が相当と認める範囲および方法で株主および投資家との間で建設的な対話を行う。
- (2) 株主および投資家との建設的な対話を促進するための体制整備および取り組み等に関する方針は、次のとおりとする。
 - ① 株主および投資家との対話全般につき、企画管掌役員が統括し、株主との対話にあたっては、企画部が中心となって、コーポレート各部とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携する。
 - ② 株主および投資家との対話は、企画管掌役員の統括の下、企画部が対応し、企画管掌役員の判断で、合理的な範囲で、必要に応じて取締役（社外取締役を含む）、執行役員等が対応する。

- ③ 株主および投資家との対話の手段を充実させるため、定期的に投資家説明会の開催等を行う。
- ④ 株主および投資家との対話にあたっては、インサイダー情報を適切に管理する。
- (3) 株主および投資家との対話において、経営戦略や経営計画、それを踏まえた資本政策についても説明を行う。
- (4) 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。

第12条 （株主の権利確保）

当社は、当社の株主をその有する株式の内容および数に応じて実質的に平等に取り扱い、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うよう努める。株主総会における議決権の行使は株主の権利であり、株主が議決権を適切に行使できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 株主総会招集通知を早期に発送し、株主がその内容を十分に検討できるだけの時間を確保する（株主総会の2週間までとする）。
- (2) 株主総会招集通知および株主総会資料は株主総会招集通知の発送または株主総会の3週間前のいずれか早い方を目途として当社ウェブサイトへ掲載する。
- (3) 有価証券報告書は株主総会の3週間前を目途に金融庁電子開示システム(EDINET)を通じて開示し、株主の議決権行使への十分な情報提供と時間の確保に努める。
- (4) 株主との対話の充実と、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- (5) 議決権の電子行使を可能とする環境（議決権行使プラットフォームの利用を含む）を整備し、株主総会に出席する株主だけではなく、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。
- (6) 株主総会招集通知および事業報告等の英訳の提供を実施する。

第13条 （政策保有株式に関する方針）

- 1 当社は、取引先との取引内容や取引の規模・期間等を鑑みて、取引関係の維持・強化のために必要であり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながると判断する場合において、当該企業の株式を取得・保有する。
- 2 当社は、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針とし、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、検証の結果を開示する。
- 3 当社は、策定されたキャピタル・アロケーションの下、資本の効率性や、適切な配分（含む優先順位）を考慮し、政策保有株式縮減計画を立て、政策保有株式の縮減を進める。
- 4 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、それぞれの議案が、当該企業の経営方針

を尊重したうえで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるか等の観点から総合的に判断し、適切にこれを行行使する。

第14条（反対票分析）

株主総会において、可決には至ったものの、反対票が20%を超える会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因を分析するとともに、株主との対話その他の対応の要否について検討することとする。

第3節 株主以外のステークホルダーとの関係

第15条（株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、全てのステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、良好な関係の維持に努める。

第16条（サステナビリティ）

社は「社業の発展を通じ、社会に貢献する」という理念のもと、事業を通じて、持続可能な社会の実現に取り組み、気候変動・人権尊重をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、積極的かつ能動的に対処・推進するよう努める。

真に社会の進歩に貢献する企業であり続けるとの観点から、人権尊重や安全衛生の確保に積極的に取り組むと同時に、対話による相互の理解と信頼関係の構築を促進することで、各人がその能力を最大限に発揮しつつ安心して働ける職場環境づくりに努める。

第17条（ダイバーシティ経営）

当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観を受容し、活用するダイバーシティ経営を推進し、多様性が企業の持続的な成長を確保する上での強みとする企業風土の醸成に努め、世界各地に展開する当社グループ社員一人ひとりの成長および活躍のために、人材育成、エンゲージメント向上等の各種施策（具体的な数値目標の設定を含む）を推進する。

第18条（内部通報制度）

- 1 当社は、法令違反行為や不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、社内（総務・人事部および内部監査室）、社外（法律事務所）、経営から独立した監査等委員会に内部通報窓口を設置し、その運用面において独立性を確保する体制を整備するとともに、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規定を制定し、これを徹底する。
- 2 社長執行役員は、毎年内部通報制度の運用状況について、担当部門からの報告を受けて取締役会に報告し、取締役会はその運用を監督する。

第4節 社内・経営陣へのフィードバック

第19条 （社内・経営陣へのフィードバック）

I R活動等を通じた各ステークホルダー（特に株主および投資家）との対話の内容については、その重要性および内容に応じて、適時適切に経営陣幹部に報告し、定期的に取り締役会へ報告する。

第4章 取締役会

第20条 （取締役会の権限）

1 当社の取締役会は、次に掲げる事項に関する決定を行う。

- (1) 株主総会に関する事項
- (2) 取締役または執行役員等に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) 株式に関する事項
- (5) 組織および人事に関する事項
- (6) 重要な業務執行に関する事項
- (7) 内部統制システムに関する事項
- (8) コーポレートガバナンス・コードに関する事項
- (9) その他の事項

①その他法令または定款で定められた事項

②その他会社の経営に重要と認められる事項

2 取締役会の円滑な審議および業務執行の迅速な遂行並びに緊急処置を必要とする案件の決定のために経営会議を設置し、取締役会にて定める取締役会規定に基づき、該当事項については、経営会議での事前協議とする。なお、経営会議の構成員、権限、運営等については、経営会議規定による。

第21条 （取締役会の構成）

当社の取締役会は、定款に従って取締役（監査等委員である取締役を除く）11名以内、監査等委員である取締役4名以内の適切な人数の取締役により構成し、本ガイドラインの第35条に定める当社の独立性基準を満たす独立社外取締役の人数は、取締役会全体の過半数とする。

第22条 （取締役の資質）

取締役の候補者には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与できる人物を選任する。

第23条 （指名審査委員会・報酬審査委員会の設置）

- 1 当社は、代表取締役および取締役候補者の選任、並びに代表取締役の解任に関する事項や、取締役の報酬等に関する事項について、取締役会の公正性・客観性・適時性・透明性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として指名審査委員会、報酬審査委員会を設置する。
- 2 指名審査委員会は3名以上の独立社外取締役で構成し、報酬審査委員会は、取締役の中から5名以上選任し、その過半数は独立社外取締役の委員で構成する。

- 3 指名審査・報酬審査委員会の委員長は、委員の協議によって選定された独立社外取締役がこれを務める。
- 4 委員長は、指名審査・報酬審査委員会の招集および当日の議事進行を行うとともに、審議、審査結果または決議内容を取締役会へ答申する。
- 5 指名審査・報酬審査委員会の活動を支援するため、当該支援に係る担当部門を予め定める。

第24条（取締役等の選解任）

指名審査委員会は、取締役会の諮問に応じ、代表取締役社長が作成した人事案に対し、委員会にて審議を実施し、その結果を取締役会に答申する。取締役会では、指名審査委員会からの答申を受け、慎重に審議したうえで、代表取締役および取締役候補者の選任案、並びに代表取締役の解任案を決議する。

第25条（経営陣幹部の後継者計画）

- 1 当社は、「経営人材育成プログラム」を制定し、将来の当社グループの「経営」を担うに相応しい経営陣幹部を確保するため、候補人材の育成を目指し、経営に適性があると思われる人材を選抜し、計画的に時間をかけて育成を図る。
- 2 当社は「サクセッションプラン」を制定し、経営トップの後継者となり得る、優れた見識や実力、品格を兼ね備えた人物を見出し、経営者としての確実な成長を促すことを目指し、能動的かつ計画的に育成を図る。

第26条（取締役会議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。議長は、当日の議事進行を行い、業務執行部門からは中立の立場で、取締役会による適正な意思決定の確保に努めるものとする。

第27条（取締役会の支援体制）

取締役会の活動を支援するため、取締役会事務局担当部門を定め、以下の取扱いを確保しつつ、審議の活性化を図る。

- (1) 取締役会資料は、原則、会日より5営業日前に配布する。
- (2) 取締役会資料以外も、必要に応じて、会社から十分な情報を提供する。
- (3) 取締役会の開催については、事業年度開始前において年間のスケジュールを策定し、取締役へ通知する。
- (4) 取締役会は、毎月1回開催することを原則とする。
- (5) 取締役会に上程される議案については、十分に審議される時間を確保する。

第28条 （行動準則の策定並びに内部統制およびリスク管理体制の整備）

- 1 当社は、当社グループ社員の行動指針として社是・社訓およびグループ行動規範を制定しており、その価値観に基づき事業活動を行う。
- 2 取締役会は、中長期の経営計画等において、社是・社訓およびグループ行動規範に基づいた経営方針を示し、広く浸透させ、遵守されるよう努める。
- 3 取締役会は、内部統制システムの基本方針を決議し、グループ全体を含めた内部統制、リスク管理、コンプライアンスが適切に整備・運用されるための体制を構築する。
- 4 当社グループの社長直轄である内部監査室、輸出管理委員会、コンプライアンス室が、内部統制、リスク管理に係る監査および啓発活動を行い、取締役会は、その整備・運用状況に関し、社長から報告を受け、その有効性について審議し、監督する。
なお、全社的なリスクについては、当社の経営会議が、その対策および対応策の評価等の統括管理を行う。
- 5 前各項の「社是・社訓およびグループ行動規範」の遵守状況、コンプライアンスを含めた内部統制システムの運用状況および重大リスクへの取組み状況等については、年1回以上、取締役会に報告する。

第29条 （関連当事者取引の管理）

当社が関連当事者間の取引を行う場合には、法令および取締役会規定に基づき、手続きを遵守することとし、取締役会が監視を行う。

第30条 （他会社役員の兼務）

- 1 取締役（社外取締役を除く）が当社グループ会社以外の他会社の役員を兼務する場合には、真にやむを得ない場合に限るものとし、極力当社における職務に注力するものとし、取締役会の決定を経るものとする。
- 2 取締役（社外取締役を除く）およびその候補者による他会社役員の兼務の状況は、会社法、金融商品取引法等の法令、東京証券取引所有価証券上場規程に基づき、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等において開示する。

第31条 （取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬）

- 1 当社は、業績および中長期的企業価値との連動と、ステークホルダーに対する説明責任を果たせる透明性という観点から、取締役の報酬等に関する規定に定める基本方針を念頭に、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、社内規定に基づき、基本報酬（固定報酬）、短期的な業績に連動した賞与（社外取締役を除く）および中長期的な業績に連動した株式報酬（社外取締役を除く）から構成する。
- 2 上記の報酬の決定にあたっては、公正性・客観性・透明性と説明責任を担保するため、取締役会の諮問機関として報酬審査委員会を設置し、代表取締役の役員賞与に対する査定案の作成

およびその他の取締役執行役員の役員賞与に対する査定案の審議を行い、その結果を取締役に答申し、取締役会は、報酬審査委員会からの答申を受け、株主総会で決議された総額の範囲内で、慎重に審議したうえでその金額を決定する。

- 3 当社はクローバック条項を規定しており、報酬審査委員会は、取締役会からの諮問を受けて、支給済みの取締役賞与の全部若しくは一部の返還を求めるか否かにつき審議し、その結果を取締役に答申する。取締役会は、報酬審査委員会の答申を踏まえて、支給済みの取締役賞与の全部若しくは一部の返還を当該役員に請求するか否かにつき決議するものとする。

第32条（取締役会全体の実効性に関する分析・評価）

取締役会がその役割と責務を実効的に果たしているかを確認し、課題や改善策を抽出するため、年1回、各取締役によるアンケート形式による自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示するものとする。

第5章 社外取締役

第33条（社外取締役の責任および役割）

1 社外取締役は、取締役会による経営の監督機能を実効的なものとするため、株主をはじめとする外部のステークホルダーを考慮しつつ、業務執行部門からは独立した立場で、当社の経営方針や経営改善に資する意見を取締役会にて述べ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるものとする。

また、会社と取締役・支配株主等との間の利益相反取引や取締役の業務執行などの監督、代表取締役の選解任等に係る指名審査および取締役の報酬等に係る報酬審査を行い、当社のコーポレートガバナンス体制の強化を担う。

2 社外取締役のうち、第35条で定める独立性基準を満たす者を独立社外取締役として東京証券取引所に届け出る。

第34条（社外取締役の選解任）

社外取締役の選解任にあたっては、会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、豊富な経験等を裏付けとした実践的な判断力、高い視座および広い視野を持ち、実地の企業経営の経験もしくは法務・財務・会計等の高い専門的な知見を持つ者など、取締役会において社内取締役とは違う観点や配慮による助言・監督機能を期待できる者で、第35条に定める独立性基準に合致するか否かを検討しつつ、本人の経歴および資質に基づき、指名審査委員会の答申を受けて、取締役会が当該社外取締役の選解任議案として決議する。

第35条（独立社外取締役の独立性基準）

独立社外取締役の実質的な独立性を担保するため、別添1のとおり社外取締役の独立性基準を定め、本基準に抵触しない社外取締役の確保に努める。

なお、この独立性基準は、これを満たさない者を社外取締役として選任することを妨げない。

第36条（独立社外取締役による会合）

独立社外取締役による業務執行部門への監督機能を強化し、かつ取締役会の議題に限られない幅広い事項について業務執行部門と意見交換を行うため、独立社外取締役は、全国場所長会議や、取締役集中討議会に出席する。

第37条（社外取締役に対する支援体制）

1 社外取締役の職務執行を支援するため、当該支援に係る担当部門を予め定める。

2 取締役会の議案に理解を深め、取締役会における議論を活性化させることを目的として、各社外取締役による当社経営データへのアクセスを常時確保するとともに、前項の担当部門にお

いて、要望に応じて議案の内容について社外取締役への事前説明を実施する等、社外取締役に
対する情報提供の拡充に努める。

第38条 （社外取締役による他会社役員の兼務）

社外取締役およびその候補者による他会社役員の兼務の状況は、会社法、金融商品取引法等
の法令、東京証券取引所有価証券上場規程に基づき株主総会招集通知、事業報告、有価証券報
告書、コーポレートガバナンス報告書等において開示する。

第39条 （社外取締役（監査等委員を除く）の報酬）

- 1 社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点か
ら、基本報酬のみとする。
- 2 上記の報酬額の決定にあたっては、報酬審査委員会における答申審議を経た上で、取締役会
において、株主総会で決議された上限金額の範囲内でその金額を決定する。

第6章 監査等委員会

第40条（監査等委員会の役割・責務）

- 1 監査等委員会は、株主の負託を受けた機関として、取締役の職務執行を監査・監督し、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する役割を担う。
- 2 監査等委員会は、内部監査部門、会計監査人および関係部門と連携し、内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理体制、財務報告の信頼性並びに取締役の職務執行状況を確認する。また、必要に応じて取締役会その他重要な会議において意見を述べ、経営の透明性、公正性および実効性の確保に努める。
- 3 監査等委員会は、会計監査人候補者選定および評価基準を定め、当該基準に基づき、会計監査人候補者の選定および評価を行うとともに、会計監査人に求められる独立性および専門性を有しているかを、日本公認会計士協会の指針、ガイドラインに基づいて会計監査人から報告を受け、客観的に評価を行う。また、監査等委員会は、会計監査人の選解任または不再任に関する議案の内容を決定し、会計監査人の独立性および監査品質を確認する。
- 4 監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等について、株主総会において陳述すべき事項を含む監査等委員会としての意見を決定する。

第41条（監査等委員会の構成および監査等委員の資質）

- 1 監査等委員会は、取締役会における議決権を有する監査等委員である3人以上の取締役（以下「監査等委員」という）により構成され、監査等委員の過半数は、本独立性基準を満たす社外取締役とする。また、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
- 2 監査の実効性を確保する観点から、監査等委員の選任にあたっては、会社経営、法務、財務・会計等の様々な分野から、それぞれ豊富な知識・経験を有する者をバランスよく選任することとし、特に監査等委員のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とする。

第42条（監査等委員である取締役の選解任）

- 1 監査等委員である取締役の選任にあたっては、本ガイドライン第41条に定める監査等委員会の構成および監査等委員の資質を踏まえて、代表取締役社長が選任案を作成し、指名審査委員会による審議を経て、監査等委員会の同意を得た上で、当該監査等委員である取締役の選任議案として、取締役会で審議・決議する。
- 2 監査等委員である取締役の解任にあたっては、本ガイドライン第41条に定める監査等委員会の構成および監査等委員の資質を踏まえて、代表取締役社長が解任案を作成し、指名審査委員会による審議を経て、当該監査等委員である取締役の解任議案として、取締役会で審議・決議する。

第43条（監査等委員会の委員長）

監査等委員会については、監査等委員会の互選により委員長を選定し、原則として委員長がこれを招集する。

第44条（監査等委員会による活動）

- 1 監査等委員会は、法令、定款、監査等委員会規定および監査等委員会監査等基準に従い、監査等委員会で決議した監査方針、監査計画、監査方法および役割分担に基づき、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、重要事項等に関する文書の閲覧、当社および重要な子会社に対しての業務監査、会計監査人および内部統制部門から定期的な報告受領と意見交換、代表取締役および社外取締役との定期的な面談並びに文書による取締役職務執行確認を通じて、取締役の職務の執行の適正性を監査する。また、監査等委員会は、監査を行うにあたり、必要であると認めたときは、選定監査等委員を通じて調査その他の監査を行う。
- 2 常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、経営会議への出席、主要拠点への往査および内部監査部門との連携により社内情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、重要書類の閲覧、確認を行い、その結果を社外監査等委員と共有する。また、代表取締役、内部監査部門、監査等委員でない社外取締役との会合や重要な会議に出席し、意見交換を行う。
- 3 社外監査等委員は、常勤監査等委員から適時、重要な書類の閲覧、確認の結果報告を受けるとともに、主要拠点への往査に同席するほか、代表取締役、内部監査部門、監査等委員でない社外取締役との会合や重要な会議（経営会議を除く）に出席し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するほか、内部統制の実効性向上に資するべく助言を行う。

第45条（監査等委員会に対する支援体制）

- 1 監査等委員会の活動を補助し、監査の円滑な遂行を支援するため、監査等委員会事務局を設置する。
- 2 監査等委員会事務局のスタッフは、監査等委員会の指示に従うものとし、その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

第46条（監査等委員である取締役の報酬）

- 1 監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、基本報酬のみとする。
- 2 上記の報酬額については、株主総会において決議された上限金額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤および非常勤を区分の上、監査等委員である取締役の協議により、その金額を決定する。

附 則

1. このガイドラインは2026年10月1日から施行する。
2. このガイドラインの改正は取締役会の決議によるものとする。但し、軽微なものについては企画管掌役員の承認を得て行うものとする。
3. このガイドラインは和文を正とし、施行または改正後遅滞なく英文を作成し、和英双方を当社ウェブサイトに掲載して社外に公表するものとする。

(沿 革)

2026年10月1日制定

別添 1 社外取締役の独立性基準

当社は、東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の①～⑩のいずれかに該当する者

- ① 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）およびその近親者
- ② 当社の主要な株主の業務執行者およびその近親者
- ③ 当社が主要な株主である者の業務執行者およびその近親者
- ④ 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者
- ⑤ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- ⑥ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（但し、補助的スタッフは除く）
- ⑧ 当社から、直近事業年度において1,000万円を超える寄附または助成を受けている組織の業務執行者
- ⑨ 弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、過去3事業年度の平均で、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者（但し、補助的スタッフは除く）

2. 過去3事業年度のいずれかの時点において、上記①～⑧のいずれかに該当していた者

以上